

特別緑地保全地区の指定について

1 概要

第2次川口市緑の基本計画において「緑のネットワーク」として重要な緑の骨格と位置づけた保全緑地のうち、市域北部に位置する東内野前町東保全緑地については、平成22年4月1日に市条例に基づく保全緑地に指定し、動植物の貴重な生息・生育の場として継続的な保全・維持管理を行ってきた。当該緑地を将来にわたって永続的に保全していくため令和4年度に都市緑地法に基づく特別緑地保全地区へ移行する予定。

2 内容

東内野前町東保全緑地：都市計画決定名称【東内野前町東特別緑地保全地区】
決定面積/決定【約1.1ha/令和4年5月予定】
(現在測量中のため面積においては変更の可能性があります。)

3 その他

過去に特別緑地保全地区に指定をした地区

東内野前町保全緑地：都市計画決定名称【東内野前町特別緑地保全地区】
決定面積/決定【約0.3ha/平成20年3月】

金崎斜面林保全緑地：都市計画決定名称【金崎特別緑地保全地区】
決定面積/決定【約1.4ha/平成20年3月】

